

令和4年2月

お客さま各位

アイオー信用金庫

既存口座への「未利用口座管理手数料」適用のお知らせ

平素より、アイオー信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、当金庫は、お客様へのサービス向上および不正利用防止の観点から、2021年4月1日より新規開設口座を対象に導入していた「未利用口座管理手数料」について、2021年3月31日以前に開設された口座にも適用させていただくこととなりました。

適用	普通預金口座 (すべてのお客さまの口座が対象)
対象口座	令和4年4月1日を基準として最終のお預入れ（当該普通預金の利息入金を除く）または払戻し（本件手数料の引落しを除く）から2年以上、お預入れまたは払戻しが無い普通預金口座（総合口座、無利息型普通預金（決済性預金）および貯蓄預金口座を含む） ただし、次の場合を除きます。 ① 当該口座の残高が10,000円以上である場合 ② 同一店内で、お借入がある場合（カードローンを含む） ③ 同一店内で、定期性預金、財形預金、投資信託、保険等の取引が1円以上ある場合
手数料	お客さまの普通預金口座が上記の対象となった場合、事前に文書にてお届けの住所に通知いたします。（ご案内が延着または到達しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。） 事前通知後、2か月経過後もお取引またはご解約がない場合に、年間1,200円（別途消費税）を当該口座から引き落しいたします。
自動解約	口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合には、口座残高を以て未利用口座管理手数料の一部とし、同口座を解約いたします。 口座残高以上の負担および自動解約した後の手続きはございません。

当金庫はこれからも日頃からご利用いただいているお客さまへのサービスの維持向上に一層努めてまいります。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。